

福岡県長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、福岡県知事（以下「知事」という。）が行う長期優良住宅建築等計画の認定等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 認定基準 法第6条第1項第1号から第7号に規定する基準をいう。
- 二 性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- 三 住宅型式性能認定 品確法第31条第1項の規定による住宅型式性能認定をいう。
- 四 認証型式住宅部分等 品確法第40条第1項の規定による認証型式住宅部分等製造者が製造をするその認証に係る型式住宅部分等をいう。
- 五 特別評価方法認定 品確法第58条第1項の規定による特別の建築材料若しくは構造方法に応じて又は特別の試験方法若しくは計算方法を用いて評価する方法の認定をいう。
- 六 住宅性能評価 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。
- 七 設計住宅性能評価書 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。

(認定申請)

第3条 法第5条第1項から第5項まで又は法第8条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、申請書の正本及び副本各1通に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成20年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）第2条第1項（法第8条第1項の規定による場合は省令第8条）に定める図書を添えて知事に提出するものとする。

2 法第6条第2項の規定による申し出をしようとする者は、前項に定める図書のほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1通及び副本1通を併せて知事に提出するものとする。

(性能評価機関の技術的審査等)

第4条 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の法第6条第1項の認

定を受けた長期優良住宅建築等計画について法第8条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、長期優良住宅建築等計画が、次の各号に掲げる基準に適合していることについて、性能評価機関による技術的審査を受けることができる。

- 一 法第6条第1項第1号の住宅の構造及び設備に関する基準
 - 二 法第6条第1項第2号の住宅の規模に関する基準
 - 三 法第6条第1項第5号イ及びロ又は同項第6号イの建築後の住宅の維持保全の方法等に関する基準
 - 四 法第6条第1項第5号ハ又は同項第6号ロの資金計画に関する基準
- 2 申請者は、前項の技術的審査を受けた場合において、様式1による性能評価機関が発行する認定基準に適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）の写しを申請書に添付することができる。
 - 3 前項の規定により添付する適合証は、第1項に掲げる基準の全てについて、適合していることを証したものでなければならない。
 - 4 申請者は、第1項第一号の基準を満たしていることが確認された住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第11号の4様式の長期使用構造等である旨の確認書（以下「確認書」という。）の写しを、第2項の適合証とみなし申請書に添付することができる。
 - 5 申請者は、性能評価機関による住宅性能評価（日本住宅性能表示基準第4に規定する耐震等級1の場合及び耐震等級2又は3で限界耐力計算による場合を除く）を受けた場合において、設計住宅性能評価書の写しを申請書に添付することができる。
 - 6 前項の規定により添付する設計住宅性能評価書は、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）の第3の1の（2）及び第3の2の（2）の②又は③及び第3の4の（2）並びに第3の6の（2）について、適合しているものでなければならない。

（性能評価機関の確認等）

- 第4条の2 法第5条第1項から第5項まで又は法第8条第1項の規定による認定の申請（前条第1項の規定による申請を除く）をしようとする者は、品確法第6条の2の規定により当該申請に係る住宅の構造及び設備が法第2条第4項に定める長期使用構造等であることを、性能評価機関に確認することを求めることができる。
- 2 申請者は、前項の確認を受けた場合において交付される確認書の写し又は住宅性能評価を受けた場合において、品確法第6条の2第4項に規定する表示がなされた設計住宅性能評価書（以下「確認済設計住宅性能評価書」という。）の写しを申請書に添付することができる。
 - 3 前項の規定により添付する確認書の写し又は確認済設計住宅性能評価書の写しは、当

該申請に係る住宅の構造及び設備が法第2条第4項に定める長期使用構造等であることが確認されたものでなければならない。

(認定申請に必要な図書)

第5条 省令第2条第1項のその他所管行政庁が必要と認める図書は別表1「認定申請に必要な図書」(ア)欄の区分に応じ、それぞれ同表(イ)欄に定めるものとする。

2 省令第2条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は別表2「認定申請にあたって省略できる図書」(ア)欄の区分に応じ、それぞれ同表(イ)欄に定めるものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 法第5条第1項から第5項まで又は法第8条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする場合は、認定申請取り下げ届(様式2)の正本1通及び副本1通を知事に提出するものとする。

2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(建築等の取りやめ)

第7条 法第14条第1項第2号の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめようとする場合は、住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書(様式3)の正本1通及び副本1通に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付図書を添えて知事に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第8条 知事は、法第5条第1項から第5項まで又は法第8条第1項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画が、認定基準に適合しない場合は、認定しない旨の通知書(様式4)により申請者に通知するものとする。

(承認しない旨の通知)

第9条 知事は、法第10条の規定による承認の申請を承認しない場合は、地位の承継を承認しない旨の通知書(様式5)により申請者に通知するものとする。

(審査の委託)

第10条 知事は、法第5条第1項から第5項まで又は法第8条第1項の規定による認定の申請があった場合は、第4条第1項の規定により技術的審査を受けた場合、同条第4項に掲げる住宅性能評価を受けた場合及び第4条の2第1項の規定により確認を受けた場合を除き、認定に係る審査の一部を、性能評価機関に委託することができる。

(知事以外の者の指示による申請書等の補正)

第11条 前条の規定により、知事が審査を委託した場合において、当該委託をした後に、申請書又はその添付図書に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、知事は、当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により行わせることができる。

(居住環境の維持及び向上に関する基準)

第12条 法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他地域における居住環境の維持及び向上に配慮する事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる計画等のうち、知事が別に定めるものに適合すること。
 - イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項各号に規定する地区計画等
 - ロ 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画
 - ハ 建築基準法第69条に規定する建築協定
 - ニ 景観法第81条第1項に規定する景観協定
 - ホ 市町村の定めるまちづくり条例、要綱等
- 二 次に掲げる区域内に住宅を建築されるものでないこと。ただし、知事が長期にわたって計画の住宅の維持保全ができると認めた場合はこの限りではない。
 - イ 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
 - ロ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
 - ハ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
 - ニ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域
 - ホ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る事項)

第12条の2 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る事項は、住宅が次に掲げる区域内に建築されるものでないこと。ただし、区域の指定解除がされることが決定している場合又は近い将来解除されることが見込まれる場合はこの限りではない。

- イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- ロ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- ハ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

(報告の徴収)

第13条 認定計画実施者は、申請に係る住宅の建築の工事を完了したときは、住宅の建築

の工事が完了した旨の報告書（様式6）により、認定長期優良住宅建築等計画に従って工事が行われた旨を知事に報告しなければならない。

- 2 法第12条により知事から報告を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅状況報告書（様式7）を提出しなければならない。

（改善命令）

第14条 法第13条第1項、第2項及び第3項の改善命令は、知事が必要と認めるときに、改善に関する命令書（様式8）により行うこととする。

（認定の取消し）

第15条 法第14条第1項第1号の規定による認定の取消しは、知事が必要と認めるときに、認定取消通知書（様式9）により行うこととする。

- 2 法第14条第1項第2号の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（様式10）により行うこととする。

- 3 法第14条第1項第3号の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（様式11）により行うこととする。

（認定等の証明）

第16条 認定計画実施者は、法第6条第1項の規定による認定（法第8条第2項の規定により準用する場合を含む。）を受けた旨の証明が必要な場合は、知事に認定の証明を申請することができる。

- 2 認定計画実施者は、法第10条の規定による地位の承継について承認を受けた旨の証明が必要な場合は、知事に承認の証明を申請することができる。

3 知事は、第1項に規定する申請があったときは証明書（様式12）により、第2項に規定する申請があったときは証明書（様式13）により証明するものとする。

（その他）

第17条 前条までの規定により難しい場合は、別途知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月20日から施行する。

別表1（認定申請に必要な図書：第5条第1項関係）

	(ア)	(イ)
(1)	第4条第1項の規定により性能評価機関の審査を受けた場合	第4条第2項に定める適合証の写し
(2)	第12条第1項第1号の基準が適用される場合	当該基準に適合することを判断するために必要な図書（適合通知書等）
(3)	住宅型式性能認定（注1）を受けた型式に適合する住宅又は住宅の部分を含む住宅	住宅型式性能認定書（注2）の写し
(4)	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅	型式住宅部分等製造者認証書の写し
(5)	長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合	当該措置が講じられている旨を説明した図書又は特別評価方法認定書（注3）の写し
(6)	第4条第4項の規定により性能評価機関の確認を受けた場合	第4条第4項に定める確認書の写し
(7)	第4条第5項の規定により住宅性能評価を受けた場合	設計住宅性能評価書の写し
(8)	第4条の2第1項の規定により性能評価機関の確認を受けた場合	第4条の2第2項に定める確認書の写し又は確認済設計住宅性能評価書の写し
(9)	法第6条第2項の規定による申出（法第8条第2項の規定により準用する場合を含む。）があった場合において、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画が、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定の対象となる建築物に係る計画である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定構造計算適合性判定機関が発行する適合判定通知書の写し ・ 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類 （注4）
(10)	建築地の地盤について設計者が確認した書類	地盤調査報告書（地盤改良又は杭工事が必要な場合は検討書と伏図）

(11)	その他	認定の審査において必要と認める 図書
------	-----	-----------------------

注1 登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む

注2 登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書（以下「住宅型式性能確認書」という）を含む

注3 登録試験機関が行う試験の結果の証明書と同等の証明書を含む

注4 知事が法第6条の規定による認定又は法第8条第2項の規定により準用する法第6条の規定による変更認定をするまでの間に提出

別表2 （認定申請にあたって省略できる図書：第5条第2項関係）

	(ア)	(イ)
(1)	住宅型式性能認定書又は住宅型式性能確認書の写しを添付した場合	当該認定書又は当該確認書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
(2)	型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付した場合	当該認証書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

様式 1

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査

適合証（変更）

（新築 / 増築・改築）

（依頼者の氏名又は名称） 殿

（登録住宅性能評価機関名） 印

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

- 1 住宅の位置 福岡県
- 2 住宅又は建築物の名称
- 3 住宅の建て方
- 4 工事種別
- 5 認定申請先の所管行政庁名 福岡県
- 6 適合することを確認した認定基準の区分
 - 法第6条第1項第1号関係（長期使用構造等）
 - 法第2条第4項第1号イ関係（構造の腐食、腐朽及び摩損の防止）
 - 法第2条第4項第1号ロ関係（地震に対する安全性の確保）
（免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に適合する場合）
 - 免震建築物 耐震等級2 耐震等級3
 - 法第2条第4項第2号関係（構造及び設備の変更を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第3号関係（維持保全を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第4号関係（高齢者の利用上の利便性及び安全性）
 - 法第2条第4項第4号関係（エネルギーの使用の効率性）
 - 法第6条第1項第2号関係（住宅の規模）
 - 法第6条第1項第3号関係（居住環境の維持及び向上への配慮）
 - 法第6条第1項第5号イ及びロ又は同項第6号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
 - 法第6条第1項第5号ハ又は同項第6号ロ関係（資金計画）

技術的審査依頼年月日	年	月	日
認定申請予定日	年	月	日
適合証交付年月日	年	月	日
適合証交付番号			
審査員氏名			

*この様式によりがたい場合は、登録住宅性能評価機関が交付する様式を使用することができる。ただし、上の1～6の項目、6の項目に適合する旨、適合証交付年月日及び適合証交付番号を含むものとする。

様式 2

認定申請取り下げ届
(新 築 / 増 築・改 築)

年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

下記の長期優良住宅建築等計画の認定申請については、福岡県長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱第6条の規定に基づき取り下げます。

記

- 1 認定申請受付番号
第 号
- 2 認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 住宅の位置
福岡県
- 4 確認の特例の有無 (法6条第2項に基づく申し出)
有 ・ 無
- 5 理由

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※欄は記入しないで下さい。

様式 3

住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書
(新 築 / 増 築・改 築)

年 月 日

福岡県知事 殿

申出者 住 所
氏 名

下記の認定長期優良住宅建築等計画については、その認定長期優良住宅建築等計画に基づき住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、福岡県認定長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱第7条の規定に基づき申し出ます。

記

- 1 認定番号
第 号
- 2 認定年月日
年 月 日
- 3 住宅の位置
福岡県
- 4 確認の特例の有無（法第6条第2項に基づく申し出）
有 ・ 無（確認年月日 年 月 日 確認番号 第 号）
- 5 認定計画実施者の氏名
- 6 理由

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※欄は記入しないで下さい。

様式 4

認定しない旨の通知書
(新 築 / 増 築・改 築)

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事 印

下記の長期優良住宅建築等計画の申請については、下記の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、福岡県長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱第8条の規定に基づき、これを通知します。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 住宅の位置 福岡県
- 4 理由

様式 5

地位の承継を承認しない旨の通知書

(新 築 / 増 築・改 築)

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事 印

下記の長期優良住宅建築等計画の申請については、下記の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認をしないこととしたので、福岡県長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱第9条の規定に基づき、これを通知します。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 住宅の位置 福岡県
- 4 理由

様式 6

住宅の建築が完了した旨の報告書
(新 築 / 増 築・改 築)

年 月 日

福岡県知事 殿

報告者 住 所
氏 名

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築の工事が完了しましたので、福岡県長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱第13条第1項の規定により、下記の通り報告いたします。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 住宅の位置 福岡県
- 4 認定計画実施者の氏名
- 5 住宅の建築の工事が完了したことを確認した建築士等
【建築士】 () 建築士 () 登録第 号
【氏名】
【建築士事務所】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【名称】
【所在地】
- 6 工事中の軽微な変更の内容

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 住所は原則、工事完了後の住宅の住居表示を記載して下さい。
- 3 ※欄は記入しないで下さい。
- 4 「6 工事中の軽微な変更の内容」は別紙とすることができます。登録住宅性能評価機関により確認を受けた長期使用構造等について変更する場合は、軽微変更該当証明書を添付してください。
- 5 工事監理報告書等、認定長期優良住宅建築等計画に基づいて工事が行われた旨が確認できる書類と検査済証の写しを添付して下さい。

様式 7

認定長期優良住宅状況報告書
(新 築 / 増 築・改 築)

年 月 日

福岡県知事 殿

報告者 住 所
氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により、報告の求めのあった下記の認定長期優良住宅等計画に基づく住宅の建築又は維持保全の状況について、福岡県長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱第13条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 住宅の位置 福岡県
- 4 認定計画実施者の氏名
- 5 建築又は維持保全の状況

--

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※欄は記入しないで下さい。

様式 8

改善に関する命令書
(新 築 / 増 築・改 築)

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事 印

下記の認定長期優良住宅建築等計画について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条第 項の規定により、改善に必要な措置を命じます。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置 福岡県
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

様式 9

認定取消通知書
(新 築 / 増 築・改 築)

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第1号の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので、福岡県長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱第15条第1項の規定に基づき、これを通知します。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置 福岡県
- 5 理由

様式 10

認定取消通知書
(新 築 / 増 築・改 築)

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定に基づき、申出のあった下記の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので、福岡県期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱第15条第2項の規定に基づき、これを通知します。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置 福岡県
- 5 理由

様式 11

認定取消通知書
(新 築 / 増 築・改 築)

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第3号の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので、福岡県長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱第15条第3項の規定に基づき、これを通知します。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置 福岡県
- 5 理由

証 明 書

(新 築 / 増 築・改 築)

- 1 認定申請者氏名
 - 2 申請年月日 年 月 日
 - 3 申請者の住所
 - 4 認定にかかる住宅の位置 福岡県
 - 5 認定にかかる住宅の構造
 - 6 認定番号 第 号
 - 7 認定年月日 年 月 日
- (法第6条第2項に基づく確認の申し出があった場合)
- 8 確認番号 第 号
 - 9 確認年月日 年 月 日

上記のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画について認定済みであることを証明します。

年 月 日

福 岡 県 知 事

注： この証明は長期優良住宅建築等計画の認定時の事項を証明するもので、住宅の現況等について証明するものではありません。

証 明 書

(新 築 / 増 築・改 築)

- 1 承認申請者氏名
- 2 申請年月日 年 月 日
- 3 申請者の住所
- 4 長期優良住宅建築等計画の認定番号 第 号
- 5 認定に係る住宅の位置 福岡県

上記のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による地位の承継について承認済みであることを証明します。

年 月 日

福 岡 県 知 事

注： この証明は長期優良住宅建築等計画の地位の承継時の事項を証明するもので、住宅の現況等について証明するものではありません。